



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 28 日(金)
第 8 4 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (840) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (841) (〃) 2
	生活保護法による診療所の再開の届出 (842) (〃) 2
	保安林の指定の解除予定 (843) (森林・林業総室) 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (844) (中部総合事務所農林局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (845) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (846) (〃) 3
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (847) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 正 誤	鳥取県公報中訂正 4

告 示

鳥取県告示第840号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団恵志会ひろ歯科クリニック	鳥取市覚寺47-7	平成24年9月1日
訪問看護ステーションR e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成24年10月19日
訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	平成24年11月1日
瑞星歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭1811-42	平成24年12月1日

鳥取県告示第841号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ひろ歯科クリニック	鳥取市覚寺47-7	平成24年9月1日
瑞星歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭1811-42	平成24年10月31日
ハヤシ歯科	鳥取市西町四丁目319	平成24年11月16日

鳥取県告示第842号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	再開年月日
ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目118	平成24年11月22日

鳥取県告示第843号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字赤鯛5542の7、5543の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第844号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年12月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業羽合用水地区農業用排水	平成24年6月15日

鳥取県告示第845号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	鳥取県済生会介護老人保健施設はまかぜ	境港市蓮池町78-1	平成25年1月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	鳥取県済生会介護老人保健施設はまかぜ	境港市蓮池町78-1	平成25年1月1日	介護予防訪問リハビリテーション

生会支部鳥取県済生会

保健施設はまかぜ

1 日

ビリテーション

鳥取県告示第847号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成25年1月17日から平成25年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

正 誤

鳥取県公報中次の箇所には誤りがあったので、訂正する。

年月日	号数	頁	行	誤	正
平成18年9月15日	第671号	7	19及び20	字川下2536の1、2536の2、2536の11から2536の20まで、字若サビ2542の2、字横路上下2548、2553の4から2553の6まで	字横路上下2548、2553の5、2553の6
平成19年2月6日	第106号	5	下から14	字下ノ谷973の2	字下ノ谷973の2（次の図に示す部分に限る。）

平成19年3月13日	第234号	9	下から4	字カタブキ466、467	字カブタキ466、467
平成19年3月20日	第257号	8	下から6及び7	卯垣一丁目303から307まで、313、325、326、331、340の1、343、345、349、351、353、354、356	卯垣一丁目303から307まで、313、325、326、331・340の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、343、345、349、351、353、354、356
〃	第258号	9	下から2	737の46から737の48まで	737の45、737の47、737の48
平成19年6月8日	第509号	4	8	字茗荷1980から1983まで	字茗荷谷1980から1983まで
平成19年6月26日	第557号	5	下から7	下阿毘緑字足渡世山1428	下阿毘緑字足渡世山1428
平成19年7月13日	第603号	5	11及び12	字二ノ宮谷1226の72、1226の74、1236の1から1236の47まで	1226の72、1226の74、字二ノ宮谷1236の1から1236の47まで
〃	〃	〃	下から19	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
平成19年8月31日	第731号	4	6	20の1、20の3	字才谷西側20の1、20の3
平成19年11月30日	第988号	5	6	字坂畑75の26、75の28から75の30まで	字坂畑75の26・75の28から75の30まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
〃	〃	6	2	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」
〃	第991号	8	5	字林ノ峯781の11	字林ノ峯782の11
平成20年2月8日	第59号	3	下から8	字長ボウキ1969の1、1969の2	字長州1969の1、1969の2
〃	第60号	5	下から21	字楷鉢谷1225から1229まで、1229の1	字楷鉢谷1225から1229まで、1229の1
平成20年3月18日	第165号	2	下から18	字焼鉦奥右ノ谷左平山1046から1048まで	字焼鉦奥右ノ谷左平山1046、1047、字焼鉦奥右ノ谷右平山1048
平成20年11月21日	第760号	7	9	字平左右衛門釜642の1	字平左衛門釜642の1
平成20年12月19日	第823号	2	下から18	松尾西平610、611の1、612の1、613	字松尾西平610、611の1、612の1、613
〃	〃	〃	下から16及び17	国府町高岡字三度山916の5、916の7から916の10まで、字マムシ谷917、917の1	国府町高岡字三度山916の10、916の5・916の7から916の9まで・字マムシ谷917・917の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
〃	〃	〃	下から15	国府町雨滝字河合谷956の3	国府町雨滝字河合谷956の3（次の図に示す部分に限る。）

”	”	”	下から 3	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」
平成21年 1 月30日	第60号	6	13	字本西谷612の 2	字本谷西612の 2
平成21年 9 月18日	第590号	13	19	1210の 1、1210の 2	字上山1210の 1、1210の 2